

労働関係情報 CU 掲示板 2022年 1月 6日

お知らせや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしくお願いします

● 掲示板、新年再開にあたり、各位に祝意を送ります。 本年も、情報交換、交流をよろしく。今回は「立ち読み」は遠慮し増頁で、昨年来、まとめられていた情報（報道、行政資料ほか）のいくつかを掲示（再掲あり）します。膨大ですから、保存されて、必要時に、問題の整理、資料としてご活用を。

● 【メールマガジン労働情報／No. 1741】 —2022年1月5日発行特別号：
JILPT研究成果等のご紹介 労働政策研究・研修機構（JILPT）
<https://www.jil.go.jp/> より、 以下3本、抜粋・紹介します。

● 1 ▽ビジネス・レーパー・トレンド 2021年10月号
特集「コロナ禍で女性が置かれた状況と課題」
<https://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2021/10/index.html?mm=1741>

● 2 ◇記者発表「第5回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」（一次集計）結果（2021年12月24日）

JILPTは2021年12月24日、「第5回 新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」（一次集計）結果を記者発表しました。2021年9月末の労働者の過不足状況は、不足感の方が25.2%ポイント高く、「正社員・正規従業員」の方が、「パート・アルバイト・契約社員」や「派遣労働者」よりも不足感が高い。今後、企業は労働者を確保するための取組として、「働きがいや仕事に対する充実感を高める」（44.3%）、「募集時の賃金を引上げる」（40.5%）、「女性の活躍を進める」（34.4%）、「ワーク・ライフ・バランスを進める」（33.5%）の順に高くなっていることなどが分かりました。

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20211224.pdf?mm=1741>

● 3 「パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査」結果（2020年12月25日）
<https://www.jil.go.jp/press/documents/20201225.pdf?mm=1741>

////////////////////////////////////

● 深夜勤務で73歳死亡と提訴 GS運営会社に遺族

ガソリンスタンド（GS）で働いていた埼玉県の男性＝当時（73）＝が2019年に急性心筋梗塞で死亡したのは、労働契約に反する長時間の深夜勤務が原因として、男性の長女が12月16日、スタンドの運営に関わる2社に、慰謝料など3500万円を求め東京地裁に提訴した。

代理人弁護士によると、2社は「大器キャリアキャスティング」（東京）と「ENEOSフロンティア」（同）。

弁護士や訴状によると、男性は17年に大器キャリア社に雇用され、埼玉県熊谷市のスタンドで勤務。午後11時～午前9時の深夜シフトをほぼ一人でこなすことが多かった。勤務は原則週2、3日で、労働時間は週30時間未満との契約だった。

だが、男性が死亡した19年8月の直前1カ月間は、6日連続を含め、月18回も深夜シフトに入り、労働時間は月190時間を超えた。深夜勤務の労働者を対象に義務付けられている健康診断も受けていなかった。遺族側は高齢者を深夜に働かせる場合は、心身のいのでコメントは差し控えたい」と回答した。2021年12月16日 共同通信（雇用労働ニュース1718号 20220102 川井猛@共同通信）より

● 保育指導員の雇用を命令 「ドリーミン」運営会社

大阪府守口市から児童クラブ運営の委託を受けた共立メンテナンス（東京）が労働組合に加入している保育指導員10人を雇い止めしたのは不当労働行為に当たるとして、府労働委員会は10月14日までに、同社に元指導員らを雇用して未払い賃金を支払うことを命じた。12日付。

同社はビジネスホテル「ドリーミン」を全国で運営している。

同社は他に業務委託や指定管理を受けて自治体の窓口業務などを代行しており、岡山県美作市や福岡県田川市でも学童保育をしている。

元指導員側によると、児童クラブは、市の直営だったが2019年4月に業務委託された。元指導員らは市の直営時から勤務していたが、20年3月末の契約更新直前に「会社を批判した」などと注意書を示された後、契約更新されなかった。元指導員らは昨年、雇い止め無効を求めて大阪地裁に提訴した。

府労委は命令書で、雇い止めは労働組合員をターゲットにした不利益取り扱いに当たると認定。注意書は「アリバイ的に交付された」とする指導員側の主張を認めた。また会社が団体交渉に応じないことを「正当な理由がない」とした。

同社は取材に「命令書の内容を精査し、対応を検討していく」としている。

雇い止めされた指導員の水野直美（みずの・なおみ）さん（58）は「会社は命令をすぐ履行して、私たちを職場に戻してほしい」と訴えた。2021年10月14日 共同通信（雇用労働ニュース1718号 20220102 川井猛@共同通信より）

////////////////////////////////////

● 2021年12月22日 厚生労働省 第10回議事次第

多様化する労働契約のルールに関する検討会 第10回資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22929.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000869629.pdf>

資料1 多様な正社員の雇用ルール等に関する論点について [PDF形式: 4.3MB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000869630.pdf>

※ 多様な正社員? 労働契約から労働条件、就業規則から、労基法、労働契約法、派遣法、裁判例、外国例などなど。

参考資料1 無期転換ルールと多様な正社員の雇用ルール等に関する実態調査の概況
(第9回検討会資料1) [PDF形式: 5.6MB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000869631.pdf>

※ 過去10年来の、論点・見方など。

参考資料2 多様な正社員の雇用ルール等に関する裁判例 [PDF形式: 1.4MB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000869632.pdf>

※ 様々な事情による裁判例が、昭和末期以降平成の判例が載っています。

参考資料3 多様な正社員の雇用ルール等に関する現在の法制度等 [PDF形式: 708KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000869633.pdf>

※ 労働契約法、労基法(同施行規則)、関係通達、船員法まで。

//////////////////////////////////////.....

● 当面の規制改革の実施事項 令和3年12月22日 規制改革推進会議

当面の規制改革の実施事項 ※ 目次として 御覧ください

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html

当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日)(PDF形式:578KB)

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/211222.pdf>

参考資料: 当面の規制改革の実施事項 概要 (PDF形式: 1,035KB)

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/211222outline.pdf>

※ 全生産、経済、暮らしのすべてについて、財界と支配層が、自由に動けるように、しばりを緩め、無くし「新しい資本主義のために、一層の規制緩和・規制撤廃を!」の、計画と方針が明確! 全分野で、自由気ままに動くからね、との本音が、あつけらん! と。ご用心・ご用心!